

ファミリーホーム のぞみでの生活の約束

1 時間について

基本的には夏期（5～10月）18時、冬期（11月～4月）17時までには帰るようにしてください。帰宅時間を過ぎても帰宅しない場合は警察に捜索願を提出します。

テレビの時間、入浴の時間は特に定めはありませんが、次の日の生活や周りの大人、ほかの人のことも配慮し、自分で考えて行動してください。

※以下高校生

電車の時間や、部活の時間を調べて変更、考慮します。

帰宅予定時間を過ぎる場合は必ずホームに連絡を入れる。門限は22時までとします。

※以下中学生

中学生は基本直で帰宅。

祭り等の行事があり、夜に外出したい場合は大人に事前相談。その際の門限はイベント事についてはイベントの終わり時間で考慮。友人との外出等は19時までとします。

2 食事

基本時間は朝食はだいたい6時30分(休日は8:00)、昼食はだいたい12時00分、夕食はだいたい18時00分とします。

のぞみではみんなで一緒に食事することを大切なことと考えているので、みんなで食事をします。苦手なものも食べるように心がけ、残さないようにしましょう。

3 居室の使用について

居室はその人にとって大事な場所であること、またトラブル防止の為に部屋の人以外の子どもへの出入りは禁止とします。用事がある場合は、必ずノックをし、相手が応答するまで待ち、勝手にドアを開けないようにしましょう。

子どもからの要望があればパーテーションを用意します。

→短時間の許可は欲しい

4 消灯時間

消灯時間は23時00分とします。消灯時間以降については各部屋で静かに過ごしてください。

さい。次の日も元気に過ごせるように幼児以下 20 時 00 分、小学生低学年 20 時 30 分、小学生高学年 21 時 00 分、中学生 22 時 00 分、高校生 23 時 00 分には就寝しましょう。なお、TV の使用については、大人が管理します。

※ 起床状況により、若干の前後する場合があります。

5 ゲーム機器、通信機器類の使用と管理について

ゲーム機器や通信機器類については外部からの持ち込みを禁止とし、大人が管理します。宿題等やるべきことを終わらせた上で、自由時間にするようにしましょう。使用時間は 2 時間（長期休みは 3 時間）までとし、使用後はホームの大人に預けてください。使用の際は周囲が不快とならないように音量等、十分配慮しましょう。

また、生活状況に合わせたルールを個別に設定します。約束が守れない場合は使用禁止になることもあります。

中学生より自己管理を可とする。ただし生活の乱れが生じた場合、使用を制限する。事によっては使用禁止もあり得ます。

6 外泊

外泊をしたい時は、1 週間前までにホームの大人に相談してください。児童相談所の許可を得た上で、関係者と調整した後、外泊願の記入など手続きを踏むこととなります。ただし、子どもの生活状況や外泊先によっては許可できない場合があります。

7 友人

友人は連れてきてても構いません。しかし、ほかの人のことも考え、リビングで過ごすこととし、自室へ招き入れることはしないでください。

また、友人がホームに泊まることは認めません。夕食時間までには帰ってもらいましょう。

8 飲酒・喫煙

未成年の場合、一切禁止です。（未成年者喫煙禁止法、未成年者飲酒禁止法）

見かけた時は警察、児童相談所に通報します。

9 身なりについて

染髪・ピアスは禁止です。校則を守り、時と場所を自分で考え、行動してください。被服費（衣類・遊び靴）は 1 年間で 1 人 30,000 円、衣類の管理は自分であることを基本とします。衣類の管理がどうしてもできない場合は大人に相談してください。散髪代は中学生以上に 2 ヶ月に 1 回 3000 円出ます。~~（小学生以下はホームの夫人が切ります）~~

散髪代の持ち越しができるのか

10 電話

ホームの電話番号は信用できる人以外には教えないでください。また、ホームにかかってくる電話はホームの大人が出た後で必要に応じて取り次ぎます。**電話番号が未登録の場合は「はい、もしもし」と名乗らない対応をします。**

電話を利用したい時はホームの大人に相談して下さい。利用時間は21:00までとし、1人1日10分までとします。

携帯電話の契約は高校生以上とし、貯金額や就労状況、生活態度によって判断をし、個別にルールを設定します。まずはホームの大人へ相談して下さい。

11 行事

ホーム行事や地域の行事には絶対参加して下さい。どうしても参加が難しい場合は事前に相談をしてください。

12 お手伝い

調理や洗い物、共用部分の掃除などお手伝いは積極的にしましょう。

自室の掃除や身の回りの整理整頓は自分でするようにしましょう。高校生以上については自分の食器を自分で洗ってください。

13 貴重品

現金・通帳・印鑑・健康保険証、母子手帳、マイナンバーカード等の貴重品はホームの金庫で預かります。その他、預かってほしいものがあればホームの大人に渡して下さい。

14 お小遣いについて

小学生以下 1000円、中学生 3000円、高校生 5000円 渡します。**(高校生は4,000円まで携帯電話代として追加で支給)**無駄遣いしないようにし、少しでも貯金するようにしましょう。1人1人、お小遣い帳を準備するのでそれに買った物、支払った代金の記入、レシートを添付をし、担当のチェックを受けてください。毎月15日～20日の間にホーム長が最終チェックをし、問題がなければ25日に翌月のお小遣いを渡します。

15 アルバイトについて

高校生以上の子どもでアルバイトをしたい場合は、まずはホームの大人に相談をしてください。所属する高校やアルバイト先など各関係者と調整をした上で手続きをします。ただし、子どもの生活状況や高校の成績、アルバイト先によっては許可できない場合があります。また、細かなルールについては個別に設定します。

1 6 器物の破損について

退去時には入居した時の状態に部屋を戻すことを原則とします。居室に限らず、故意に器物を破損した場合は**早急に修繕**、弁償してもらいます。

1 7 洗濯について

原則として、**中学生以上**は自分で洗濯し、干すこととします。**(下着については小学3年生以上から自室に自分で干す事とする。)** 次の人のことも考えて、洗濯機が止まったら、すぐに取り出すようにしましょう。**(必ず個々で回さないで良い。)** 洗濯機が止まったら、大人が声掛けをしますが、30分以上経っても取り出さない場合は大人が取り出します。

※特別な理由等により約束を守ることが難しい場合は、ホームの大人にすぐに相談してください。

作成：平成31年4月1日

改定：令和2年6月6日

改定：令和4年3月14日

改定：令和6年9月19日